

令和2年第8回たつの市教育委員会臨時会議事日程

と き 令和2年4月7日（火）
午後7時
ところ 分庁舎第3会議室

1 開会宣言

2 会議録署名委員の指名

3 報告

- 報告第8号 新型コロナウイルス感染症対策のためのたつの市立小中学校における臨時休業について
- 報告第9号 新型コロナウイルス感染症対策のためのたつの市立幼稚園・保育所・認定こども園の対応について
- 報告第10号 新型コロナウイルス感染症対策のための小学校の臨時休業に伴う放課後児童クラブの開設について

4 閉会宣言

令和2年第8回たつの市教育委員会臨時会会議録

と き 令和2年4月7日（火）
午後7時
ところ 市役所第3会議室

教育長

ただ今から、令和2年第8回たつの市教育委員会臨時会を開会します。

それでは、会議録署名委員の指名を行います。●●委員を指名します。よろしくお願ひします。

なお、本日の臨時会の議事内容につきましては、公開とさせていただきます。

それでは、3議事に入ります。

報告第8号「新型コロナウイルス感染症対策のためのたつの市立小中学校における臨時休業の延長について」、報告いたします。

< 資料に基づき説明 >

- ・臨時休業とする学校 市立小学校17校、市立中学校5校
- ・臨時休業とする期間 令和2年4月8日（水）から5月6日（水）まで

なお、臨時休業に伴い、小中学校とも、登校日を4月20日（月）と4月27日（月）とします。

県からは、5月6日までの臨時休業期間中、児童生徒の健康観察、心のケア、学習支援のために、週1回は登校日を設けるよう要請があったものです。感染拡大防止のため、既に4月19日までは登校日を設けないことを決定していますので、第3週目から登校日を設けるというものです。

以上のことにつきまして、何か、ご意見、ご質問はございませんか。

委員

この通知は、プリント配布やメール配信で周知されるのですか。

教育長

現時点では、県の方針がまだ確定していませんので、明日のたつの市本部会議の方針も踏まえ、方針が決定次第、明日学校へ文書で通知しようと考えています。

委員

何度も通知することで、保護者は混乱するのではないのでしょうか。そのことが心配です。

事務局

現時点で、保護者へ通知している内容は、4月19日まで臨時休業とする内容です。

教育長

各学校は、明日、教育委員会からの指示を待ってから、保護者等へ通知するようになります。

委員

混乱がないようにお願いします。

教育長

分かりました。

委員

4月20日は、今年度入学した児童の初めての登校日となります。地域の見守り隊の方々へも周知されるのですね。

教育長

はい。見守り隊等の関係者への連絡もいたします。

県の要請に従い、子どもの健康観察等の目的も兼ねて登校日を設けることとしました。なお、登校日の登校は、あくまでも強制ではない旨も文書に記載する予定です。

委員

5月7日以降は、通常通りの登校となるのですか。例えば給食は提供されるのですか。

教育長

臨時休業が明けるまでに具体的な調整を行い、各学校へ指示していきます。

コロナの感染状況により方針が変わることも十分考えられます。その際は、適宜、皆様へ情

報提供をいたします。

教育長

それでは、報告第8号は、原案のとおり承認してよろしいか。

〈 異議なしの声 〉

ご異議なしと認めます。よって、報告第8号は、原案のとおり承認いたしました。

次に、報告第9号「新型コロナウイルス感染症対策のためのたつの市立幼稚園・保育所・認定こども園の対応について」、報告いたします。

〈 資料に基づき説明 〉

- ・保護者に家庭保育を依頼する園所 市立保育所・認定こども園
- ・臨時休園とする園 市立幼稚園
- ・期間 令和2年4月8日（水）から令和2年5月6日（水）

なお、幼稚園については臨時休園としていますが、予定どおり9日は入園式を実施します。保育所、認定こども園は、休園とはしていませんが、保護者に家庭保育を依頼します。

事務局

こども園では認定区分に関係なく、保護者へ家庭保育を依頼しますが、1号認定の方が園に預けられる場合は、各園の方で保護者にその理由を確認することとなります。

教育長

何かご意見、ご質問はございませんか。

委員

これも県からの要請に基づく判断ですか。

教育長

保育施設は基本的に開け、幼稚園は休園要請でした。保護者の就労を配慮し、このような判断になったと思われま。

しかし、感染を避けるため、家庭保育を望まれる保護者の方もいらっしゃると思います。この内容については、私立の園についても依頼し、了解を得ています。

それでは、報告第9号は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〈 異議なしの声 〉

ご異議なしと認めます。よって、報告第9号は原案のとおり承認いたしました。

次に、報告第10号「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校の臨時休業に伴う放課後児童クラブの開設について」、説明いたします。

〈 資料に基づき説明 〉

- ・開設期間 令和2年4月8日（水）から5月6日（水）（日曜日、祝日除く）
- ・開設時間（1）月曜日から金曜日 午前8時から午後7時
（2）土曜日 午前8時から午後6時 （4か所のクラブで集約開設）

なお、明日から今週金曜日までは、支援員の確保が難しかったため、午前中は学校で預かることとします。

以上について、何かご意見、ご質問はございませんか。

委員

学年を問わず、受け入れされるのですね。

教育長

フェーズ表には、臨時休業をする場合、放課後児童クラブの利用する対象は低学年のみとしていました。現在、放課後児童クラブの入会児童数は約600名で、そのうち、利用する児童が約300名です。入会している5、6年生は全体の2割しかいない状況で、5、6年生を対象外としたとしてもあまり影響がないということと、兄弟で受け入れすることが必要であろうということで、全学年を受け入れすることとしました。緊急事態宣言の中、感染が心配という

保護者の方もいらっしゃると思いますので、実際、明日以降受け入れしてみないと状況は分かりません。

委員 放課後児童クラブの土曜日の集約場所の割り振りを教えてください。場所は選択できるのですか。

事務局 ご自宅の地区で開設しているクラブとなります。参考としまして、今年度最初に開設した4月4日土曜日には、小宅で12人、御津8人、新宮と神部はいませんでした。

委員 もし、支援員の方が発熱等の症状が出てお休みになられたときは、代替りの支援員の配置について、どのように対処されるのですか。

事務局 まずは代替の支援員を探すこととなりますが、緊急の場合は、学校の職員や社会教育課職員で対応することになるかもしれません。また、その支援員の方がコロナであった場合は、当然対応は変わってきます。

委員 子たちのマスクや消毒液は足りているのですか。

事務局 児童生徒分は学校に配付しています。

教育長 他にご質問等はありませんか。
ないようですので、報告第10号は原案のとおり承認してよろしいか。

〈 異議なしの声 〉

ご異議なしと認めます。よって、報告第10号は、原案のとおり承認いたしました。

これで、教育委員会臨時会を終了します。

午後7時40分終了

出席者

教育長	横山 一郎
委員	七條 祐正
委員	菅野 夏子
委員	松尾 壯典
委員	喜多 敦子
教育管理部長	富井 俊則
教育事業部長	山根 洋二
教育管理部参事(兼)学校教育課長	山田 晴人
教育事業部参事(兼)人権教育推進課長	圓田 元彦
教育総務課長	三木 康弘
教育環境整備課長	正田 晴彦
幼児教育課長	田中 彰人
すこやか給食課長	安田 龍樹
社会教育課長	神尾 俊輝
歴史文化財課長	義則 敏彦
体育振興課長	倉元 竜也
社会教育課主幹	喜多村 玲